

平成 30 年 10 月 30 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

平成 30 年の医師の届出について (依頼)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より本会宛に、平成 30 年の医師の届出に関する周知方依頼、及び医師法施行規則の一部を改正する省令 (医師届出票の様式改正) の了知方依頼がありました。

ご承知の通り、医師は、2 年に一度、厚生労働大臣への「医師届出票」の提出が義務付けられています (医師法第 6 条第 3 項)。本年は届出の実施年にあたり、別添の通り、医師届出票の様式が一部改正されております。主な改正としては、各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」欄が追加されるとともに、情報配信及び調査等をメールにより実施するため、「メールアドレス」欄の追加が行われております。

これからの日本の医療を考えるにあたり、大切な統計資料となりますので、先生方におかれましては、平成 31 年 1 月 15 日までに住所地の保健所または従業地の保健所に、必ず医師届出票の提出をお願いいたします (現在、医療に従事していない場合も届出の対象となります)。なお、届出を行わないと、厚生労働省の「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、十分ご注意ください

(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知につき、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については厚生労働省ホームページにも掲載されているとともに、日医ニュース 12 月 5 日号でもご案内予定であることを申し添えます。

<厚生労働省ホームページ> 「医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html

医政発 1018 第 18 号
平成 30 年 10 月 18 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

平成 30 年の医師の届出について (依頼)

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 6 条第 3 項の規定により義務づけられた医師の届出の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしております。

休業中の方も含め、全ての医師に届出をしていただくよう、貴会会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、大学、研究機関等に従事する医師に対してはこれらの施設を通じ、その他の医師に対しては保健所を通じて配布することとしております。

記

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 届出義務のある者 | 日本国の医籍に登録されている医師 (休業中を含む) |
| 2 届出事項 | 平成 30 年 12 月 31 日現在の別紙届出票に係る事項 |
| 3 届出先 | 住所地の保健所又は従業地の保健所 |
| 4 届出の期限 | 平成 31 年 1 月 15 日 |

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

お近くの保健所へ

平成30年12月31日現在の状況をお知らせください。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

平成31年1月15日（火）まで

Q & A

Q 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用に同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

Q 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

▶ 厚生労働省ホームページ ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療
> 医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html



医師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 届出票を切り離して記入する。
- (2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

(1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(20)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。医籍上の改姓はしたが、医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。

メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。
例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)
「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。

(5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

(6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。

診療所	01	開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者（理事長等）
	02	勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	03	開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者（理事長等）
	04	勤務者	医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医 育 機 関	05	臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（教授、准教授、講師、助教等）
	06	臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07	臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他）	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員(有給・無給に関わらず。)、研究生等）
	08	臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
09	臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者（施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等）	
介 護 老 人 設	10	開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者（理事長等）
	11	勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介 護 医 療 院	12	開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者、又は介護医療院を開設する法人の代表者（理事長等）
	13	勤務者	法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上 施 以 外 の 設	14	医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者（教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等）
	15	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16	14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
17	上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者	
そ の 他	18	その他の業務の従事者	01～17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	19	無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

(8) 主たる従事先所在地 勤務状況（勤務日数） (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。

(宿直・日直回数)

勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。
宿直・日直回数には、休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。

裏面へ続く

- (9) 従たる従事先所在地勤務状況(勤務日数)
(宿直・日直回数)
- (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17を記入した場合の従事先について記入する。郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。宿直・日直回数には、休日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。
- (10) 従たる従事先の件数
- 平成30年12月31日現在において雇用契約等のある全ての「従たる従事先」の件数を記入する。その際には(9)欄の従事先も含んだ件数を記入する。
- (11) 就業形態
- 雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- (12) 主たる業務内容
- 「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (13) 休業の取得
- 平成30年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (14) 従事する診療科名等
- (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07を記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、**最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む**(<例>参照)。
- <例>腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来 → ① 内科
人工透析内科 → ⑤ 腎臓内科
内分泌内科 → ⑦ 糖尿病内科(代謝内科)
腫瘍外科、頭頸部外科 → ⑬ 外科
- I 「06 神経内科」 脳神経内科に従事する者を含む。
II 「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
II 「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
II 「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
II 「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
IV 「40 臨床研修医」 医師法第16条の2の規定により、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
IV 「41 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
V 「42 その他」 01～41に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。(健康管理等)
- 主たる診療科名の番号(1つ)
- 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。
- 例 ① 内科
⑨ 皮膚科
- 主たる診療科が「① 内科」の場合 →
- | 主たる診療科名の番号(1つ) | |
|----------------|---|
| 0 | 1 |
- (15) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格
- 01～56に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格又は57に掲げる麻酔科の標榜資格を取得している場合に**該当するすべての番号を○で囲む**。
01～56の資格名は「医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
57の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。
- (16) 分娩の取扱いの有無
- 過去2年以内(平成29年1月1日～平成30年12月31日)の分娩の取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲む。
- (18) 出身地
- 高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入する。
- (20) 備考
- 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

必ず医師届出票を切り離した状態で、原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)に氏名等が掲載されません。

第二号書式（第六条関係）

（平成30年12月31日現在）

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
ふりがな		電 話	
(2) 氏名	(- -)		
メールアドレス	@		
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合			
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	
(5) 医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 医籍登録年月日	
		1 平成 2 昭和 3 大正	
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（1つ） 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（1つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院 (医療機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者	
	医療機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）	
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者	
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者	
	上記以外の施設	14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
	従 事 先	施設の名称・所在地は明確に記入し、電話番号は施設の代表電話を記入すること。 「勤務状況」は今年度12月1日～7日の状況を記入すること。 勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。 宿直・日直回数には、休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。	
	(8) 主たる従事先	(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)	
ふりがな		電 話	
名 称		代表電話 (- -)	
所在地 所在地と(1)住所が 同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> し 記入は不要。	(1)住所と同じ 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
勤務状況	勤務日数	日/週 宿直・日直回数 回/週	
(9) 従たる従事先	(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな		電 話	
名 称		代表電話 (- -)	
所在地 所在地と(1)住所が 同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> し 記入は不要。	(1)住所と同じ 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
勤務状況	勤務日数	日/週 宿直・日直回数 回/週	
(10) 従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。(9)欄の従事先を含む。)		
主たる従事先の状況 (以下の(11)～(13)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(11) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 (※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。)		
(12) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他		
(13) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

<p>(14) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>		(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。					
		I	01 内科 04 消化器内科 (胃腸内科) 07 糖尿病内科 (代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	主たる診療科名の番号 (1つ)	
		II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻咽喉科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科 (胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科		
		III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科		
		IV	40 臨床研修医	41 全科			
		V	42 その他 ()				
<p>(15) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>		<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格 (麻酔科標榜医) を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>					
		I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医		
II	57 麻酔科標榜医						
<p>(16) 分娩の取扱いの有無</p>		<p>過去2年以内での分娩取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲むこと。 1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし</p>					
<p>(17) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>		国立	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	
			05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	
			09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学	
			13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	
17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学				
21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学				
25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学				
29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学				
33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学				
37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学				
41 鹿児島大学	42 琉球大学						
公立	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学			
	47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学			
私立大学 外国医学校その他	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学			
	55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学			
	59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学			
	63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学			
	67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学			
	71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学			
	75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学			
	79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他			
	<p>医学課程を修めた外国の医学校のある国医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。</p>		(17)欄の81を○で囲んだ者のみが記入すること。				
			1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー
			6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他 ()	
<p>(18) 出身地</p>		(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県 (出身地) を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)		都道府県	外国		
<p>(19) 本届出票の活用に対する確認</p>		各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。			同意しない場合		
<p>(20) 備考</p>							

医 H30 医

(7)欄で01~07を選択した場合は、必ず記入してください。複数の診療科に従事している場合は、従事している診療科すべての番号を○で囲みます。該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を○で囲みます。臨床研修医の場合は、「40 臨床研修医」のみを○で囲みます。

01~56までの広告可能な医師の専門性に関する資格又は57の麻酔科標榜資格を取得している場合は、該当するすべての番号を○で囲みます。

過去2年以内(平成29年1月1日~平成30年12月31日)の分娩の取扱いの実績について、該当する番号を○で囲みます。

01~82までの該当する番号を必ず1つ○で囲みます。修了した大学院名等の番号を○で囲まないよう注意してください。81外国の医学学校を○で囲んだ場合は、医学課程を修めた外国の医学学校のある国の番号を1つ○で囲みます。

歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する場合は、その旨を明記してください。(例)「婚姻により改姓」、「薬剤師免許併有」婚姻等により氏名の変更申請中の場合は、その旨を明記してください。(例)「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等その他、記入事項に説明を要すると思われる事項を明記してください。

Application form for H30 Medical Exam. Includes sections for (14) Main specialty, (15) Specialist/Boarding qualifications, (16) Delivery record, (17) Medical school, (18) Birthplace, and (19) Consent. Contains a grid of specialty codes and checkboxes for various qualifications.

従事する診療科が2つ以上ある場合は、そのうち主たる診療科の番号を1つ、2桁で記入します。

外国の医学学校のある国で9その他を○で囲んだ場合は、国名を明確に記入します。

出身地は都道府県まで記入します。外国の場合は「外国」を○で囲みます。

同意する場合は無記入とします。

医政発 1018 第 23 号
平成 30 年 10 月 18 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

医政発 1018 第 22 号
薬生発 1018 第 2 号
平成 30 年 10 月 18 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 122 号) については、平成 30 年 10 月 11 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) に規定する第 2 号書式 (医師届出票) の一部改正

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、効率性と経費削減を考慮し、情報配信及び調査等をメールにより実施するために、「メールアドレス」の欄を追加したこと。

「外国の医学校」で医学課程を修めた者による医師国家試験受験者数が増加しており、その実態とその後のキャリア等について把握するために「医学課程を修めた外国の医学校のある国」の欄を追加したこと。

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、「勤務状況」、「従たる従事先の件数」、「分娩の取扱いの有無」及び「出身地」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、効率性と経費削減を考慮し、情報配信及び調査等をメールにより実施するために、「メールアドレス」の欄を追加する。「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」を追加したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

形式的な改正を行ったこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から「介護医療院」が創設されたため、「業務の種別」の欄に「介護医療院の勤務者」を追加したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

以上

(参考)

- 別添 1 医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 122 号）
- 別添 2 医師法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省令第二百二十二号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



医 師 届 出 票

(平成 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>			
	都 道 府 県			
ふりがな	電 話			
(2) 氏 名	(- -)			
メールアドレス	@			
※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。				
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	
(7) 従事している施設及び業務の種別				
	回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)		診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
		病院 (医育機関附属の病院を除く)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者	
		医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
		介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者	
		介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者	
		上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者	
		その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
	従 事 先 施設の名称・所在地は明確に記入し、電話番号は施設の代表電話を記入すること。 「勤務状況」は今年度12月1日～7日の状況を記入すること。 勤務日数には宿直・日直以外の勤務日を記入し、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日として計上する。 宿直・日直回数には、休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務を記入し、日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回として計上する。なお、オンコールは計上しない。			
	(8) 主たる従事先 ((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
		ふりがな		電 話
	名 称		代表電話 (- -)	
	所在地	(1)住所と同じ 〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>		
	所在地と(1)住所が 同じ場合は☑し 記入は不要。	<input type="checkbox"/> 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
	勤務状況	勤務日数 . 日/週	宿直・日直回数 回/週	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)				
	ふりがな		電 話	
	名 称		代表電話 (- -)	
	所在地	(1)住所と同じ 〒 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> - <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>		
	所在地と(1)住所が 同じ場合は☑し 記入は不要。	<input type="checkbox"/> 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
	勤務状況	勤務日数 . 日/週	宿直・日直回数 回/週	
(10) 従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。(9)欄の従事先を含む。)			
主たる従事先の状況 (以下の(11)～(13)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)				
(11) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤			
※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。				
(12) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他			
(13) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業			

裏面へ続く

(14) 従事する診療科名等		(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。			
<p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	<p>主たる診療科名の番号(1つ)</p>
	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻咽喉科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	
	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	
	IV	40 臨床研修医	41 全科		
	V	42 その他 ()			
(15) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格	<p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p> <p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>				
	I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医	
		18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医	19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医	20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医	
		31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ベイックリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医	32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	33 乳腺専門医 36 小児外科専門医 39 透析専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医	
	II	57 麻酔科標榜医			
(16) 分娩の取扱いの有無	<p>過去2年以内での分娩取扱いの実績について、1・2いずれかを○で囲むこと。 1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし</p>				
(17) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等	<p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>				
	国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学
	公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学 51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪市立大学 52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学 53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学学校	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学 54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他
	私立・大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学	52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校	53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学学校	54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他
	医学課程を修めた外国の医学学校のある国	(17)欄の81を○で囲んだ者のみが記入すること。			
	医学学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。	1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国
		6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他 ()
(18) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)				都道府県 外国
(19) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。				同意しない場合
(20) 備考					

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



歯科医師届出票

(平成 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都府 道県	
ふりがな		電 話
(2) 氏名	(- -)	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日
		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日
		1 平成 2 昭和 3 大正
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～18のうち1つを記入すること。 <input type="text"/> 主たる施設・業務の種別(1つ) <input type="text"/> 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。 <input type="text"/> 従たる施設・業務の種別(1つ) <input type="text"/>	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者
(8) 主たる従事先 ((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな		電 話
名 称		代表電話 (- -)
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
所在地と(1)住所が 同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> し 記入は不要。 <input type="checkbox"/>	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな		電 話
名 称		代表電話 (- -)
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
所在地と(1)住所が 同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> し 記入は不要。 <input type="checkbox"/>	都 道 府 県	市 郡 区 町 村
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
(10) 就業形態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。 </div>	
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
(12) 休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	

裏面へ続く

<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p>	<p>((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)</p> <p>1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科</p> <p>5 臨床研修歯科医</p> <p>臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 主たる診療科名の番号(1つ) </div>
<p>(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <p>1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医</p> <p>4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医</p>
<p>(15) 本届出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 同意しない場合 </div>
<p>(16) 備考</p>	

提出期限 翌年1月15日

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
様式第六を次のように改める。



薬剤師届出票

(平成 年12月31日現在)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
ふりがな			電 話
(2) 氏名			(- -)
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 薬剤師名簿登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種別	業務の種類別	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治験、検査等)	
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)	
	介護保険施設	07 介護老人保健施設の勤務者 08 介護医療院の勤務者	
	大学	09 勤務者(研究・教育) 10 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	11 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 12 店舗販売業 13 配置販売業 14 卸売販売業	
	上記以外の施設	15 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者	
	ふりがな		
(8) 従事先の名称 <small>(7)欄の01～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>			代表電話 (- -)
(9) 従事先の所在地 <small>(7)欄の01～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 所在地と(1)住所が同じ場合は☑し記入は不要。</small>	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (1)住所と同じ <input type="checkbox"/> 都道府県 市郡 区 町村		
(10) 就業形態 <small>(7)欄の01～09及び11～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤		
(11) 休業の取得 <small>(7)欄の01～09及び11～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</small>	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報((1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。)を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。		同意しない場合 <input type="checkbox"/>
(13) 備考			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

<p>(14) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。	<table border="1"> <tr> <td>01 内科</td> <td>02 呼吸器内科</td> <td>03 循環器内科</td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(胃腸内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> </tr> <tr> <td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心療内科</td> </tr> <tr> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 心臓血管外科</td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(胃腸外科)</td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経内科</td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻咽喉科</td> <td>30 小児外科</td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> </tr> <tr> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> </tr> <tr> <td>40 臨床研修医</td> <td>41 全科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経内科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻咽喉科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 臨床研修医	41 全科		42 その他()		
	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科																																												
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科																																												
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科																																												
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科																																												
13 小児科	14 精神科	15 心療内科																																													
16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科																																													
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)																																													
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経内科																																													
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科																																													
28 眼科	29 耳鼻咽喉科	30 小児外科																																													
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科																																													
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科																																													
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科																																													
40 臨床研修医	41 全科																																														
42 その他()																																															

<p>取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>01 総合内科専門医</td> <td>02 小児科専門医</td> <td>03 皮膚科専門医</td> </tr> <tr> <td>04 精神科専門医</td> <td>05 外科専門医</td> <td>06 整形外科専門医</td> </tr> <tr> <td>07 産婦人科専門医</td> <td>08 眼科専門医</td> <td>09 耳鼻咽喉科専門医</td> </tr> <tr> <td>10 泌尿器科専門医</td> <td>11 脳神経外科専門医</td> <td>12 放射線科専門医</td> </tr> <tr> <td>13 麻酔科専門医</td> <td>14 病理専門医</td> <td>15 救急科専門医</td> </tr> <tr> <td>16 形成外科専門医</td> <td>17 リハビリテーション科専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 呼吸器専門医</td> <td>19 循環器専門医</td> <td>20 消化器専門医</td> </tr> <tr> <td>21 腎臓専門医</td> <td>22 肝臓専門医</td> <td>23 神経内科専門医</td> </tr> <tr> <td>24 腫瘍専門医</td> <td>25 内分泌代謝科専門医</td> <td>26 血液専門医</td> </tr> <tr> <td>27 アレルギー専門医</td> <td>28 リウマチ専門医</td> <td>29 感染症専門医</td> </tr> <tr> <td>30 心療内科専門医</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 呼吸器外科専門医</td> <td>32 心臓血管外科専門医</td> <td>33 乳腺専門医</td> </tr> <tr> <td>34 気管食道科専門医</td> <td>35 消化器外科専門医</td> <td>36 小児外科専門医</td> </tr> <tr> <td>37 超音波専門医</td> <td>38 細胞診専門医</td> <td>39 透視専門医</td> </tr> <tr> <td>40 老年病専門医</td> <td>41 消化器内視鏡専門医</td> <td>42 臨床遺伝専門医</td> </tr> <tr> <td>43 漢方専門医</td> <td>44 レーザー専門医</td> <td>45 気管支鏡専門医</td> </tr> <tr> <td>46 核医学専門医</td> <td>47 大腸肛門病専門医</td> <td>48 婦人科腫瘍専門医</td> </tr> <tr> <td>49 ベイキングニック専門医</td> <td>50 熟睡薬(新生児)専門医</td> <td>51 脳血管内治療専門医</td> </tr> <tr> <td>52 がん薬物療法専門医</td> <td>53 周産期(新生児)専門医</td> <td>54 生後医療専門医</td> </tr> <tr> <td>55 小児神経専門医</td> <td>56 一般病院連携精神医学専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>57 麻酔科標榜医</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医		18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器専門医	21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医	24 腫瘍専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医	27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医	30 心療内科専門医			31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医	34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医	37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透視専門医	40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医	43 漢方専門医	44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医	46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医	49 ベイキングニック専門医	50 熟睡薬(新生児)専門医	51 脳血管内治療専門医	52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生後医療専門医	55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医		57 麻酔科標榜医		
	01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医																																																														
04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医																																																															
07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医																																																															
10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医																																																															
13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医																																																															
16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医																																																																
18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器専門医																																																															
21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医																																																															
24 腫瘍専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医																																																															
27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医																																																															
30 心療内科専門医																																																																	
31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医																																																															
34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医																																																															
37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透視専門医																																																															
40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医																																																															
43 漢方専門医	44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医																																																															
46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医																																																															
49 ベイキングニック専門医	50 熟睡薬(新生児)専門医	51 脳血管内治療専門医																																																															
52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生後医療専門医																																																															
55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医																																																																
57 麻酔科標榜医																																																																	

<p>(16) 1分枠の取扱いの有無</p> <p>医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択できない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>過去2年以内での1分枠取扱いの業務について、1・2のいずれかを○で囲むこと。</p> <p>1. 1分枠の取扱いあり 2. 2分枠の取扱いなし</p>	<table border="1"> <tr> <td>01 北海道大学</td> <td>02 旭川医科大学</td> <td>03 弘前大学</td> <td>04 東北大学</td> </tr> <tr> <td>05 秋田大学</td> <td>06 山形大学</td> <td>07 筑波大学</td> <td>08 群馬大学</td> </tr> <tr> <td>09 千葉大学</td> <td>10 東京大学</td> <td>11 東京医科歯科大学</td> <td>12 新潟大学</td> </tr> <tr> <td>13 富山大学</td> <td>14 金沢大学</td> <td>15 福井大学</td> <td>16 山梨大学</td> </tr> <tr> <td>17 信州大学</td> <td>18 岐阜大学</td> <td>19 浜松医科大学</td> <td>20 名古屋大学</td> </tr> <tr> <td>21 三重大学</td> <td>22 滋賀医科大学</td> <td>23 京都大学</td> <td>24 大阪大学</td> </tr> <tr> <td>25 神戸大学</td> <td>26 鳥取大学</td> <td>27 島根大学</td> <td>28 岡山大学</td> </tr> <tr> <td>29 広島大学</td> <td>30 山口大学</td> <td>31 徳島大学</td> <td>32 香川大学</td> </tr> <tr> <td>33 愛媛大学</td> <td>34 高知大学</td> <td>35 九州大学</td> <td>36 佐賀大学</td> </tr> <tr> <td>37 長崎大学</td> <td>38 熊本大学</td> <td>39 大分大学</td> <td>40 宮崎大学</td> </tr> <tr> <td>41 鹿児島大学</td> <td>42 琉球大学</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>43 札幌医科大学</td> <td>44 福島県立医科大学</td> <td>45 横浜市立大学</td> <td>46 名古屋市立大学</td> </tr> <tr> <td>47 京都府立医科大学</td> <td>48 大阪市立大学</td> <td>49 奈良県立医科大学</td> <td>50 和歌山県立医科大学</td> </tr> <tr> <td>51 岩手医科大学</td> <td>52 自治医科大学</td> <td>53 獨協医科大学</td> <td>54 埼玉医科大学</td> </tr> <tr> <td>55 杏林大学</td> <td>56 慶應義塾大学</td> <td>57 順天堂大学</td> <td>58 昭和大学</td> </tr> <tr> <td>59 帝京大学</td> <td>60 東京医科大学</td> <td>61 東京慈恵会医科大学</td> <td>62 東京女子医科大学</td> </tr> <tr> <td>63 東邦大学</td> <td>64 日本大学</td> <td>65 日本医科大学</td> <td>66 北里大学</td> </tr> <tr> <td>67 東海大学</td> <td>68 聖マリアンナ医科大学</td> <td>69 金沢医科大学</td> <td>70 愛知医科大学</td> </tr> <tr> <td>71 藤田保健衛生大学</td> <td>72 大阪医科大学</td> <td>73 関西医科大学</td> <td>74 近畿大学</td> </tr> <tr> <td>75 兵庫医科大学</td> <td>76 川崎医科大学</td> <td>77 久留米大学</td> <td>78 福岡大学</td> </tr> <tr> <td>79 産業医科大学</td> <td>80 防衛医科大学校</td> <td>81 外国の医学校</td> <td>82 その他</td> </tr> </table>	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学	41 鹿児島大学	42 琉球大学			43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学	47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学	55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学	59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学	63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学	67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学	71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学	75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学	79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他
	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学																																																																																		
05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学																																																																																			
09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学																																																																																			
13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学																																																																																			
17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学																																																																																			
21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学																																																																																			
25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学																																																																																			
29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学																																																																																			
33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学																																																																																			
37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学																																																																																			
41 鹿児島大学	42 琉球大学																																																																																					
43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学																																																																																			
47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学																																																																																			
51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学																																																																																			
55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学																																																																																			
59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学																																																																																			
63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学																																																																																			
67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学																																																																																			
71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学																																																																																			
75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学																																																																																			
79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他																																																																																			

<p>(17) 出身地</p> <p>あなたが専攻科を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。 外国の場合は「外国」を○で囲むこと。</p>	<p>(17)欄の01～07のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。</p> <p>1. 茨城 2. ヌーストリア 3. 韓国 4. 中国 5. ハンガリー 6. ブラジル 7. 米国 8. ルーマニア 9. その他()</p>	<p>都道府県 外国</p>
	<p>(18) 出身地</p> <p>あなたが専攻科を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。 外国の場合は「外国」を○で囲むこと。</p>	<p>都道府県 外国</p>

(19) 本居出票の活用に対する確認	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本居出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事地の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p> <p>同意しない場合</p>
(20) 備考	

提出期限 翌年1月15日

<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。	<table border="1"> <tr> <td>01 内科</td> <td>02 呼吸器内科</td> <td>03 循環器内科</td> </tr> <tr> <td>04 消化器内科(胃腸内科)</td> <td>05 腎臓内科</td> <td>06 神経内科</td> </tr> <tr> <td>07 糖尿病内科(代謝内科)</td> <td>08 血液内科</td> <td>09 皮膚科</td> </tr> <tr> <td>10 アレルギー科</td> <td>11 リウマチ科</td> <td>12 感染症内科</td> </tr> <tr> <td>13 小児科</td> <td>14 精神科</td> <td>15 心療内科</td> </tr> <tr> <td>16 外科</td> <td>17 呼吸器外科</td> <td>18 心臓血管外科</td> </tr> <tr> <td>19 乳腺外科</td> <td>20 気管食道外科</td> <td>21 消化器外科(胃腸外科)</td> </tr> <tr> <td>22 泌尿器科</td> <td>23 肛門外科</td> <td>24 脳神経内科</td> </tr> <tr> <td>25 整形外科</td> <td>26 形成外科</td> <td>27 美容外科</td> </tr> <tr> <td>28 眼科</td> <td>29 耳鼻いんこう科</td> <td>30 小児外科</td> </tr> <tr> <td>31 産婦人科</td> <td>32 産科</td> <td>33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>34 リハビリテーション科</td> <td>35 放射線科</td> <td>36 麻酔科</td> </tr> <tr> <td>37 病理診断科</td> <td>38 臨床検査科</td> <td>39 救急科</td> </tr> <tr> <td>40 臨床研修医</td> <td>41 全科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科	13 小児科	14 精神科	15 心療内科	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経内科	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科	40 臨床研修医	41 全科		42 その他()		
	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科																																												
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 神経内科																																												
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科																																												
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科																																												
13 小児科	14 精神科	15 心療内科																																													
16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科																																													
19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)																																													
22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経内科																																													
25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科																																													
28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科																																													
31 産婦人科	32 産科	33 婦人科																																													
34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科																																													
37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科																																													
40 臨床研修医	41 全科																																														
42 その他()																																															

<p>取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td>01 総合内科専門医</td> <td>02 小児科専門医</td> <td>03 皮膚科専門医</td> </tr> <tr> <td>04 精神科専門医</td> <td>05 外科専門医</td> <td>06 整形外科専門医</td> </tr> <tr> <td>07 産婦人科専門医</td> <td>08 眼科専門医</td> <td>09 耳鼻咽喉科専門医</td> </tr> <tr> <td>10 泌尿器科専門医</td> <td>11 脳神経外科専門医</td> <td>12 放射線科専門医</td> </tr> <tr> <td>13 麻酔科専門医</td> <td>14 病理専門医</td> <td>15 救急科専門医</td> </tr> <tr> <td>16 形成外科専門医</td> <td>17 リハビリテーション科専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18 呼吸器専門医</td> <td>19 循環器専門医</td> <td>20 消化器専門医</td> </tr> <tr> <td>21 腎臓専門医</td> <td>22 肝臓専門医</td> <td>23 神経内科専門医</td> </tr> <tr> <td>24 腫瘍専門医</td> <td>25 内分泌代謝科専門医</td> <td>26 血液専門医</td> </tr> <tr> <td>27 アレルギー専門医</td> <td>28 リウマチ専門医</td> <td>29 感染症専門医</td> </tr> <tr> <td>30 心療内科専門医</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31 呼吸器外科専門医</td> <td>32 心臓血管外科専門医</td> <td>33 乳腺専門医</td> </tr> <tr> <td>34 気管食道科専門医</td> <td>35 消化器外科専門医</td> <td>36 小児外科専門医</td> </tr> <tr> <td>37 超音波専門医</td> <td>38 細胞診専門医</td> <td>39 透視専門医</td> </tr> <tr> <td>40 老年病専門医</td> <td>41 消化器内視鏡専門医</td> <td>42 臨床遺伝専門医</td> </tr> <tr> <td>43 漢方専門医</td> <td>44 レーザー専門医</td> <td>45 気管支鏡専門医</td> </tr> <tr> <td>46 核医学専門医</td> <td>47 大腸肛門病専門医</td> <td>48 婦人科腫瘍専門医</td> </tr> <tr> <td>49 ベイキングニック専門医</td> <td>50 熟睡薬(新生児)専門医</td> <td>51 脳血管内治療専門医</td> </tr> <tr> <td>52 がん薬物療法専門医</td> <td>53 周産期(新生児)専門医</td> <td>54 生後医療専門医</td> </tr> <tr> <td>55 小児神経専門医</td> <td>56 一般病院連携精神医学専門医</td> <td></td> </tr> <tr> <td>57 麻酔科標榜医</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医		18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器専門医	21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医	24 腫瘍専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医	27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医	30 心療内科専門医			31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医	34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医	37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透視専門医	40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医	43 漢方専門医	44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医	46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医	49 ベイキングニック専門医	50 熟睡薬(新生児)専門医	51 脳血管内治療専門医	52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生後医療専門医	55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医		57 麻酔科標榜医		
	01 総合内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医																																																														
04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医																																																															
07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医																																																															
10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医																																																															
13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医																																																															
16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医																																																																
18 呼吸器専門医	19 循環器専門医	20 消化器専門医																																																															
21 腎臓専門医	22 肝臓専門医	23 神経内科専門医																																																															
24 腫瘍専門医	25 内分泌代謝科専門医	26 血液専門医																																																															
27 アレルギー専門医	28 リウマチ専門医	29 感染症専門医																																																															
30 心療内科専門医																																																																	
31 呼吸器外科専門医	32 心臓血管外科専門医	33 乳腺専門医																																																															
34 気管食道科専門医	35 消化器外科専門医	36 小児外科専門医																																																															
37 超音波専門医	38 細胞診専門医	39 透視専門医																																																															
40 老年病専門医	41 消化器内視鏡専門医	42 臨床遺伝専門医																																																															
43 漢方専門医	44 レーザー専門医	45 気管支鏡専門医																																																															
46 核医学専門医	47 大腸肛門病専門医	48 婦人科腫瘍専門医																																																															
49 ベイキングニック専門医	50 熟睡薬(新生児)専門医	51 脳血管内治療専門医																																																															
52 がん薬物療法専門医	53 周産期(新生児)専門医	54 生後医療専門医																																																															
55 小児神経専門医	56 一般病院連携精神医学専門医																																																																
57 麻酔科標榜医																																																																	

<p>(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択できない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>過去2年以内での1分枠取扱いの業務について、1・2のいずれかを○で囲むこと。</p> <p>1. 1分枠の取扱いあり 2. 2分枠の取扱いなし</p>	<table border="1"> <tr> <td>01 北海道大学</td> <td>02 旭川医科大学</td> <td>03 弘前大学</td> <td>04 東北大学</td> </tr> <tr> <td>05 秋田大学</td> <td>06 山形大学</td> <td>07 筑波大学</td> <td>08 群馬大学</td> </tr> <tr> <td>09 千葉大学</td> <td>10 東京大学</td> <td>11 東京医科歯科大学</td> <td>12 新潟大学</td> </tr> <tr> <td>13 富山大学</td> <td>14 金沢大学</td> <td>15 福井大学</td> <td>16 山梨大学</td> </tr> <tr> <td>17 信州大学</td> <td>18 岐阜大学</td> <td>19 浜松医科大学</td> <td>20 名古屋大学</td> </tr> <tr> <td>21 三重大学</td> <td>22 滋賀医科大学</td> <td>23 京都大学</td> <td>24 大阪大学</td> </tr> <tr> <td>25 神戸大学</td> <td>26 鳥取大学</td> <td>27 島根大学</td> <td>28 岡山大学</td> </tr> <tr> <td>29 広島大学</td> <td>30 山口大学</td> <td>31 徳島大学</td> <td>32 香川大学</td> </tr> <tr> <td>33 愛媛大学</td> <td>34 高知大学</td> <td>35 九州大学</td> <td>36 佐賀大学</td> </tr> <tr> <td>37 長崎大学</td> <td>38 熊本大学</td> <td>39 大分大学</td> <td>40 宮崎大学</td> </tr> <tr> <td>41 鹿児島大学</td> <td>42 琉球大学</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>43 札幌医科大学</td> <td>44 福島県立医科大学</td> <td>45 横浜市立大学</td> <td>46 名古屋市立大学</td> </tr> <tr> <td>47 京都府立医科大学</td> <td>48 大阪市立大学</td> <td>49 奈良県立医科大学</td> <td>50 和歌山県立医科大学</td> </tr> <tr> <td>51 岩手医科大学</td> <td>52 自治医科大学</td> <td>53 獨協医科大学</td> <td>54 埼玉医科大学</td> </tr> <tr> <td>55 杏林大学</td> <td>56 慶應義塾大学</td> <td>57 順天堂大学</td> <td>58 昭和大学</td> </tr> <tr> <td>59 帝京大学</td> <td>60 東京医科大学</td> <td>61 東京慈恵会医科大学</td> <td>62 東京女子医科大学</td> </tr> <tr> <td>63 東邦大学</td> <td>64 日本大学</td> <td>65 日本医科大学</td> <td>66 北里大学</td> </tr> <tr> <td>67 東海大学</td> <td>68 聖マリアンナ医科大学</td> <td>69 金沢医科大学</td> <td>70 愛知医科大学</td> </tr> <tr> <td>71 藤田保健衛生大学</td> <td>72 大阪医科大学</td> <td>73 関西医科大学</td> <td>74 近畿大学</td> </tr> <tr> <td>75 兵庫医科大学</td> <td>76 川崎医科大学</td> <td>77 久留米大学</td> <td>78 福岡大学</td> </tr> <tr> <td>79 産業医科大学</td> <td>80 防衛医科大学校</td> <td>81 外国の医学校</td> <td>82 その他</td> </tr> </table>	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学	41 鹿児島大学	42 琉球大学			43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学	47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学	51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学	55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学	59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学	63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学	67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学	71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学	75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学	79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他
	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学																																																																																		
05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学																																																																																			
09 千葉大学	10 東京大学	11 東京医科歯科大学	12 新潟大学																																																																																			
13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学																																																																																			
17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学																																																																																			
21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学																																																																																			
25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学																																																																																			
29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学																																																																																			
33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学																																																																																			
37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学																																																																																			
41 鹿児島大学	42 琉球大学																																																																																					
43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学																																																																																			
47 京都府立医科大学	48 大阪市立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学																																																																																			
51 岩手医科大学	52 自治医科大学	53 獨協医科大学	54 埼玉医科大学																																																																																			
55 杏林大学	56 慶應義塾大学	57 順天堂大学	58 昭和大学																																																																																			
59 帝京大学	60 東京医科大学	61 東京慈恵会医科大学	62 東京女子医科大学																																																																																			
63 東邦大学	64 日本大学	65 日本医科大学	66 北里大学																																																																																			
67 東海大学	68 聖マリアンナ医科大学	69 金沢医科大学	70 愛知医科大学																																																																																			
71 藤田保健衛生大学	72 大阪医科大学	73 関西医科大学	74 近畿大学																																																																																			
75 兵庫医科大学	76 川崎医科大学	77 久留米大学	78 福岡大学																																																																																			
79 産業医科大学	80 防衛医科大学校	81 外国の医学校	82 その他																																																																																			

(16) 本居出票の活用に対する確認	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本居出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事地の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p> <p>同意しない場合</p>
(17) 備考	

提出期限 翌年1月15日

改正案

現行

歯科医師届出票

(平成 年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
ふりがな										
(2) 氏名	(- -)									
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日 <table border="1"><tr><td>1</td><td>平成</td></tr><tr><td>2</td><td>昭和</td></tr><tr><td>3</td><td>大正</td></tr><tr><td>4</td><td>明治</td></tr></table> 年 月 日	1	平成	2	昭和	3	大正	4	明治
1	平成									
2	昭和									
3	大正									
4	明治									
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日 <table border="1"><tr><td>1</td><td>平成</td></tr><tr><td>2</td><td>昭和</td></tr><tr><td>3</td><td>大正</td></tr></table> 年 月 日	1	平成	2	昭和	3	大正		
1	平成									
2	昭和									
3	大正									
(7) 従事している施設及び業務の種類										
回答欄	施設の種別	業務の種類								
01～18のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種類(1つ)	診療所 病院 医療機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者 03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者 05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)								
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種類(1つ)	介護老人保健施設 介護医療院 上記以外の施設 その他	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者 12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者 14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者 17 その他の業務の従事者 18 無職の者								
(8) 主たる従事先 ((7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな	電話									
名称	(代表電話 - -)									
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
所在地(1)住所が同じ場合は区別し記入は不要。	都道府県 市区町村									
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種類」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな	電話									
名称	(代表電話 - -)									
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
所在地(1)住所が同じ場合は区別し記入は不要。	都道府県 市区町村									
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)										
(10) 就業形態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。									
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他									
(12) 休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業									

裏面へ続く

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
ふりがな										
(2) 氏名	(市外局番 - -)									
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日 <table border="1"><tr><td>1</td><td>平成</td></tr><tr><td>2</td><td>昭和</td></tr><tr><td>3</td><td>大正</td></tr><tr><td>4</td><td>明治</td></tr></table> 年 月 日	1	平成	2	昭和	3	大正	4	明治
1	平成									
2	昭和									
3	大正									
4	明治									
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日 <table border="1"><tr><td>1</td><td>平成</td></tr><tr><td>2</td><td>昭和</td></tr><tr><td>3</td><td>大正</td></tr><tr><td>4</td><td>明治</td></tr></table> 年 月 日	1	平成	2	昭和	3	大正	4	明治
1	平成									
2	昭和									
3	大正									
4	明治									
(7) 従事している施設及び業務の種類										
回答欄	施設の種別	業務の種類								
01～18のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種類(1つ)	診療所 病院 医療機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者 03 病棟の開設者又は法人の代表者 04 病棟の勤務者 05 医療機関の臨床系の教官又は教員 06 医療機関の臨床系の大学院生 07 医療機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医療機関の臨床系以外の大学院生 09 医療機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)								
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種類(1つ)	介護老人保健施設 介護医療院 上記以外の施設 その他	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者 12 介護医療院の開設者又は法人の代表者 13 介護医療院の勤務者 14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者 17 その他の業務の従事者 18 無職の者								
(8) 主たる従事先 ((7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな	電話									
名称	(市外局番 - -)									
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
所在地(1)住所が同じ場合は区別し記入は不要。	都道府県 市区町村									
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種類」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな	電話									
名称	(市外局番 - -)									
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>									
所在地(1)住所が同じ場合は区別し記入は不要。	都道府県 市区町村									
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種類」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)										
(10) 就業形態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。									
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他									
(12) 休業の取得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業									

裏面へ続く

(13) 従事する診療科名等	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)	
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医	主たる診療科名の番号(1つ) <input type="text"/>
	臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。	
(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。	
取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医	
(15) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	同意しない場合 <input type="text"/>
(16) 備考		

提出期限 翌年1月15日

(13) 従事する診療科名等	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)	
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医	主たる診療科名の番号(1つ) <input type="text"/>
	臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。	
(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。	
取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医	
(15) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	同意しない場合 <input type="text"/>
(16) 備考		

提出期限 翌年1月15日

改 正 案

現 行

様式第六(第七条関係)

薬 剤 師 届 出 票

(平成 年12月31日現在)

(1) 住 所	〒□□□□-□□□□ 都 道 府 県	
ふりがな		
(2) 氏 名	(- -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 年 月 日 2 昭和 3 大正 4 明治
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 : : : : : 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 1 平成 年 月 日 2 昭和 3 大正
(7) 主 に 従 事 し て いる 施 設 及 び 業 務 の 種 別	施設の種別	業務の種別
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治療、検査等)
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他(治療、検査等)
	介護保険施設	07 介護老人保健施設の勤務者 08 介護医療院の勤務者
	大学	09 勤務者(研究・教育) 10 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	11 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 12 店舗販売業 13 郵販販売業 14 販売販売業
	上記以外の施設	15 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者
	ふりがな	
(8) 従 事 先 の 名 称	(7)欄の01～16のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	電 話 代表電話 (- -)
(9) 従 事 先 の 所 在 地	〒□□□□-□□□□ (1)住所上読み <input type="checkbox"/> 都 道 府 県 市 区 町 村 住所上読み(1)住所上読み 番号は必ず記入は不要。	
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
(11) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(12) 本 届 出 票 の 活 用 に 対 す る 確 認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報(1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。)を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 <input type="checkbox"/> 同意しない場合	
(13) 備 考		

提 出 期 限 翌年1月15日

薬 剤 師 届 出 票

(年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒□□□□-□□□□ 都 道 府 県		
ふりがな			
(2) 氏 名	(- -)		
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 年 月 日 2 昭和 3 大正 4 明治	
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 : : : : : 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 1 平成 年 月 日 2 昭和 3 大正 4 明治	
(7) 主 に 従 事 し て いる 施 設 及 び 業 務 の 種 別	施設の種別	業務の種別	
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者	
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治療、検査等)	
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他(治療、検査等)	
	大学	07 勤務者(研究・教育) 08 大学院生又は研究生	
	医薬品関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 10 医薬品販売業	
	上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	
	その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者	
	ふりがな		
	(8) 従 事 先 の 名 称	(7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	電 話 市外局番 (- -)
(9) 従 事 先 の 所 在 地	〒□□□□-□□□□ 都 道 府 県 市 区 町 村		
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		
(12) 本 届 出 票 の 活 用 に 対 す る 確 認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報(1)～(4)、(7)～(11)欄。(4)は生年のみ。)を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 <input type="checkbox"/> 同意しない場合		
(13) 備 考			

提 出 期 限 翌年1月15日